

総務委員会資料

1 令和8年第1回定例会提出予定議案の説明

(3) 議案第4号

川崎市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の制定について

資料 新旧対照表

令和8年2月9日
総務企画局

川崎市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市職員退職手当支給条例 昭和23年12月28日条例第73号 (懲戒免職等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限)</p> <p>第13条 退職した者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職した者（当該退職した者が死亡したときは、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、当該退職した者が占めていた職の職務及び責任、当該退職した者の勤務の状況、当該退職した者が行った非違の内容及び程度、当該非違に至った経緯、当該非違後における当該退職した者の言動、当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が公務に対する信頼に及ぼす影響を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。</p> <p>(1) 懲戒免職等処分を受けて退職した者 (2) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職又はこれに準ずる退職をした者</p> <p>2 退職手当管理機関は、前項の規定による処分を行うときは、その理由を付記した書面により、その旨を当該処分を受けるべき者に通知しなければならない。</p> <p>3 退職手当管理機関は、前項の規定による通知をする場合において、当該処分を受けるべき者の所在が知れないときは、当該処分の内容を<u>川崎市公報に登載すること</u>をもって通知に代えることができる。この場合においては、その<u>登載した日</u>から起算して2週間を経過した日に、通知が当該処分を受けるべき者に到達したものとみなす。</p> <p><u>附 則</u> <u>(施行期日)</u></p>	<p>○川崎市職員退職手当支給条例 昭和23年12月28日条例第73号 (懲戒免職等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限)</p> <p>第13条 退職した者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職した者（当該退職した者が死亡したときは、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、当該退職した者が占めていた職の職務及び責任、当該退職した者の勤務の状況、当該退職した者が行った非違の内容及び程度、当該非違に至った経緯、当該非違後における当該退職した者の言動、当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が公務に対する信頼に及ぼす影響を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。</p> <p>(1) 懲戒免職等処分を受けて退職した者 (2) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職又はこれに準ずる退職をした者</p> <p>2 退職手当管理機関は、前項の規定による処分を行うときは、その理由を付記した書面により、その旨を当該処分を受けるべき者に通知しなければならない。</p> <p>3 退職手当管理機関は、前項の規定による通知をする場合において、当該処分を受けるべき者の所在が知れないときは、当該処分の内容を<u>市の掲示場に掲示すること</u>をもって通知に代えることができる。この場合においては、その<u>掲示を始めた日</u>から起算して2週間を経過した日に、通知が当該処分を受けるべき者に到達したものとみなす。</p>

改正後	改正前
1 この条例は、令和8年5月21日から施行する。 <u>(経過措置)</u>	
2 改正後の条例第13条第3項（第14条第10項又は第15条第5項において準用する場合を含む。）の規定は、この条例の施行の日以後にする通知について適用し、同日前にした通知については、なお従前の例による。	